

# 平成 19 年における電気関係法令の改正について（まとめ）

（社）日本電気技術者協会 事務局

平成 19 年に改正された電気事業法及び電気設備技術基準関係を中心にまとめました。

なお、電気用品安全法が平成 19 年 11 月に改正され、旧法による甲種や乙種のマークのものの使用期限が削除されたこと及び新たに電気用品として「電池」が対象になっています。ただし、どのような種類の電池が対象になるかは関係法令が公布されるまでは、不明で、この関係法令が公布された時点で紹介します。

## 1．平成 19 年における電気関係法令の改正の概要

電気事業法は、平成 14 年 12 月から平成 15 年 6 月にかけて大きな改正が 4 回行われ、改正の主要点は、原子力設備の保安規制の整備、電気小売の自由化及び公益法人改革に関するものであった。この間、電気事業法施行規則の改正も行われ、高圧自家用電気工作物の工事計画事前届の廃止、電気保安管理業務の外部委託制度の自由化など電気保安体制に係る改正が行われた。

平成 19 年においてはこのような体制にかかるような大きな改正は無かったが、電気事業法施行規則の改正により、一般電気事業者及び卸電気事業者に係る保安規程の規定内容の充実（平成 19 年 8 月）、小出力発電設備に固体酸化物型燃料電池の追加（平成 19 年 9 月）が行われている。また電気設備技術基準の関係では、特別高圧架空電線路の塩害対策、危険場所における特別高圧設備の施設など 7 項目について改正が行われている。

## 2．電気事業法施行規則の改正

### （1）電力会社等の保安規程の規定事項の整備

平成 19 年 8 月 9 日 経済産業省令第 56 号

電気事業法第 42 条第 1 項に基づく保安規程において規定する事項を定めている電気事業法施行規則第 50 条が改正され、一般電気事業及び卸電気事業（みなし卸電気事業を除く。）の用に供する電気工作物の保安規程とそれ以外の事業用電気工作物に対する保安規程に規定すべき事項が区分された。

前者の保安規程は法令遵守の体制、主任技術者の権限と職務の範囲の明確化等詳細な事項について規定することになった。後者については従来と変更はない。要するにこの改正により、新しい保安規程を作成する必要がある者は、北海道から沖縄までの 10 の電力会社と電源開発（株）及び日本原子力発電（株）の卸電気事業者である。

### （2）小出力発電設備に固体酸化物型の燃料電池発電設備が追加

平成 19 年 9 月 3 日 経済産業省令第 59 号

電気事業法施行規則第 48 条の第 2 項第五号が再び改正され、固体高分子型のものに追加

して「固体酸化物型」の燃料電池発電設備も小出力発電設備として追加された。

### 3. 電気設備技術基準とその解釈の改正

電気設備技術基準及びその解釈の改正では、平成 19 年においては、次に掲げる 7 項目に亘り行われた。

#### (1) 特別高圧架空電線路の塩害対策の規定の制定・整備 (平成 19 年 3 月 12 日)

電技解釈 122 条の 2 (特別高圧架空電線路の塩害対策)の規定が新設され、降雪が多く、かつ、塩害のおそれのある地域の特別高圧架空電線に対して着雪による絶縁破壊防止対策をすることが義務付けられた。また、電技解釈第 123 条 (特別高圧保安工事)の 1 部が改正され、従来、「風又は雪による動揺」により電線が短絡するおそれがないようにすることが規定されていたが、この部分が「風、雪又はその組み合わせによる動揺」と改められた。

#### (2) 危険場所における特別高圧設備の施設 (平成 19 年 3 月 28 日)

電気設備技術基準第 7 2 条ただし書が改正され、粉塵や可燃性ガスのある危険場所に特別高圧の電動機の施設と同様な観点から、同期発電機や誘導発電機についても施設することが認められた。

#### (3) 石油精製用不純物除去装置用の電気供給設備の規定の追加

(平成 19 年 3 月 28 日)

電技解釈第 239 条 (電気集塵装置等の施設)に第 4 項が追加され、石油精製用不純物除去装置に係る電気供給設備の具体的な施設方法が規定されたほか、この施設に使用される変圧器は特別な変圧器として、電技解釈第 17 条による絶縁耐圧試験の適用を除外された。(第 205 条第 5 項、第 216 条第 2 項が関連改正)

#### (4) 可燃性ガス等がある場所の高圧電動機等の規定の追加 (平成 19 年 3 月 28 日)

電技解釈第 239 条の 2 (可燃性のガス等が存在する場所の特別高圧電動機または特別高圧変圧器の施設)が新たに設けられ、これらの場所における使用電圧は 35kV 以下、配線はケーブルを使用し、堅牢な管やダクトに収める等具体的な施設方法が規定された。(第 205 条第 5 項、第 216 条第 2 項が関連改正)

#### (5) 電圧 17 万 V 以上の特別高圧架空電線と建造物との水平距離の計測の明確化

(平成 19 年 4 月 3 日)

電圧 17 万 V 以上の特別高圧架空電線と建造物とが接近する場合に建造物と水平距離で 3m 以内に接近する架空電線路は施設することができないが、その水平距離の測定の基準点が問題であった。今回、電技解釈第 124 条第 4 項が追加され、原則的には建造物の外壁側面から計測することになるが、建造物の外壁面から張り出した簡易な構造物がある場合で、この構造物の火災により送電線が損傷を受けるおそれがない場合は、簡易な構造物の側面を計測の基準点としないことが規定された。

#### (6) 電技解釈で引用されている JIS の最新のものへの見直し (平成 19 年 4 月 3 日)

電技解釈では、31 の条文において 114 の JIS 規格が引用されているが、今回、この引用

JIS が全面的に見直された。引用 JIS には、名称、年号が記載されていないもの、JIS が改正され制定年号が古くなっているもの、既に廃止されているものなどがあった。

JIS が改正されて、新しくなったものについては、新しい JIS の内容が精査され、従来のものと同様以上と認められたものは、新制度年号に改めている。内容的に規定項目が追加され、規定値も厳しくなっているものについても、これをそのまま引用している。この場合は、旧の引用 JIS に適合していたものは、そのまま使用することが認められている。

既に廃止されている引用 JIS の場合は、その内容が規定されている別の JIS に置き換えているもの（電技解釈 60 条 JIS A5309（1971））は、「JIS A 5373（2004）」に変更、新しい JIS がないものは従来通りとしているもの（電技解釈第 207 条 JIS C2415（1994））、規定から削除されたもの（電技解釈第 235 条第 1 項第 3 号イ（八））がある。なお、この改正は、日本電気協会内の『技術基準適合評価委員会』の平成 18 年 3 月の調査に基づいて行われている。

#### **（7）IEC 規格の構成等の変更による引用規格の改正（平成 19 年 4 月 3 日）**

電技解釈第 272 条に第 271 表 1 において引用されている IEC 規格が、構成等の変更を含む大幅な改正が行われたことから、これに対応して同表が改正された。内容的には大きな変更はない。変更は JIS 規格の変更として、公表されている。

会誌「電気技術者」2008 - 1月号の17ページに掲載